

「民泊事業」をはじめませんか？

個人の住宅などを使用して行う宿泊事業（民泊サービス、住宅宿泊事業）の一定のルールが定められた「住宅宿泊事業法」が6月15日に施行され、民泊事業を行うことがとても身近になりました。

「田舎暮らしの楽しさを伝えたい!」「新しい出会いにワクワクしたい!」「副収入をゲットできたら…」
「空き部屋、田んぼや畑を活かしたい!」民泊事業は、このような思いのある方におすすめです。

民泊事業に興味のある方はお問い合わせください。

概要（一部抜粋）

- ・年間の宿泊日数は最大180日
- ・市内の家屋で住宅宿泊事業を始めるには事前に県知事への届け出が必要



この度自宅の宿泊利用許可を得た「地域おこし協力隊」沖田政幸さん

今暮らしている美土里町の家は、子どものころ夏休みに訪れていた祖父母の家。川遊びや山探検などいろんな体験をした思い出があります。そんな気持ちをもっとたくさんの人に感じてもらいたいと思い、この家を宿として利用できるよう申請して、許可をいただきました。訪れた方々には「おじいちゃん、おばあちゃんの家へ行く時のようなワクワク感」を感じてほしいです。

問 地方創生推進課 定住促進係 担当：戸田
☎ お太助フォン 42-2124 📠 42-4376

ご利用ください 「まごころ代行サービス」

まごころ代行サービス

市職員が市の発行する証明書等の代理申請や、市役所への提出物の預かり等を行うサービス

《利用対象者》

一人で外出することが困難ないわゆる交通弱者で次に該当する市民の方

- ・65歳以上の方
- ・障害のある方
- ・市長が対象者と同等の状態にあると認めた方

《サービス内容》

■ 証明書等の代理申請・自宅等への配達

印鑑登録証明書、戸籍関係証明書、戸籍附票、住民票、所得・課税・納税証明書

■ 保険医療・福祉関係の申請、手続き

■ 市役所への提出物の預かり、簡易な依頼の対応

問 財政課 財政係 担当：岡村
☎ お太助フォン 42-5623 📠 42-4376

※その他、消防関係や食事の提供など手続きが必要な場合があります

■ 民泊事業が行える家

台所、浴室、便所、洗面設備があり、次のいずれかに該当する家屋

- ① 毎日暮らしが営まれている家屋
- ② 分譲（売却）や賃貸で、居住用住宅として入居者募集が行われている家屋
- ③ 毎日の暮らしは行っていないものの、所有者が随時利用している家屋（例：相続により常時は暮らしていないが将来的に居住する予定の空き家、週末のみ利用するセカンドハウスなど）

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、次の免除基準に該当する場合は放送受信料の全額、または半額が免除となります。

■ 全額免除

世帯構成員全員が市民税非課税の場合

■ 半額免除

受信契約者である世帯主が以下のいずれかの場合

- ① 視覚・聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 身体障害者手帳が1級または2級の方
- ③ 療育手帳がAまたはAの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳が1級の方

免除の適用を受ける場合は、市役所で証明を受けた免除申請書をNHKに提出する必要があります。

減免対象となられた方の免除事由が消滅した場合は、基準該当時に再度申請が必要です。

問 社会福祉課 障害者福祉係 担当：新原
☎ お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

8月1日から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度

ひと月の医療機関への支払額が高額になった場合に、上限額の超過分を払い戻す制度

8月1日から上限額が表のように変更となり、あわせて「限度額適用認定証」が必要となる場合があります。交付対象者（年課税所得145～690万円未満の方と同一世帯の方）には、広島県後期高齢者医療広域連合から限度額適用認定申請勧奨通知が6月中旬に送付されています。

変更前				変更後			
	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)		適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み ^{※3}	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費- 267,000円)×1% (多数回44,400円 ^{※2})	→	課税所得 690万円以上	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円 ^{※2})	
	課税所得 380万円以上		167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円 ^{※2})		課税所得 380万円以上	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円 ^{※2})	
	課税所得 145万円以上		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 ^{※2})		課税所得 145万円以上	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 ^{※2})	
一般	課税所得 145万円未満 ^{※1}	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ^{※2})	一般	課税所得 145万円未満 ^{※1}	18,000円 (年間上限144,000円)	変更なし
住民税 非課税	年金収入80万円 以下など		24,600円	住民税 非課税	年金収入80万円 以下など		変更なし
		8,000円	15,000円				変更なし

※1…世帯収入の合計額が520万円未満（一人世帯の場合は383万円未満）の場合や、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合も含む

※2…過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります

※3…市民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者、または同一世帯の被保険者

問 保険医療課 医療保険年金係 担当：桑田
☎ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

国民年金の保険料免除・納付猶予制度

保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月～6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請が承認されると保険料の納付が免除される制度

保険料納付猶予制度

20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月～6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、申請が承認されると保険料の納付が猶予される制度

《所得基準》

前年所得が以下の計算式による金額の範囲内

■ 全額免除

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

■ 4分の3免除

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

■ 半額免除

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

■ 4分の1免除

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

■ 納付猶予制度

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。申請書提出の際には、必要書類がありますのでお問い合わせください。

問 三次年金事務所 ☎ 0824-62-3107
保険医療課 医療保険年金係 担当：重永
☎ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130